

相模原市ロボットビジネス推進企業等集積促進補助金 制度のご案内

相模原市では、ロボットビジネスの集積による地域経済の活性化を目的として、ロボットビジネス拠点等においてロボットビジネスを推進する事業者に対し、事業を展開する上で必要な経費について、補助金を交付します。

補助対象事業者

次の条件をすべて満たしている事業者が対象となります。

- ロボットビジネス拠点等（株式会社さがみはら産業創造センター（S I C）が所有する賃貸施設（S I C - 3を除く））において、ロボット産業に関連する事業※に取り組む事業者（令和元年8月以降にS I Cと賃貸借契約）であること。

※例：ロボットシステムインテグレーション、エンドエフェクタ（ハンド）の設計・試作、ロボティクスに関する要素技術（AIやIoT）の研究 など

- 市税（市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、償却資産税、事業所税）に未納がないこと。
- 市暴力団排除条例の規定に抵触しないこと。

補助対象経費及び補助率・補助上限額

補助対象経費：ロボットビジネス拠点等の賃貸借契約に基づく賃料

補助率：1 / 4、補助上限額：10万円 / 月

補助事業対象期間

ロボットビジネス拠点等の賃貸借契約に基づく賃貸借期間の初日の属する月の翌月（賃貸借期間の初日が月の初日である場合は同月）以降、翌年3月まで

申請方法

株式会社さがみはら産業創造センターと賃貸借契約を締結後、賃貸借期間の初日の翌日から起算して30日までに、申請書類を担当課窓口を持参又は郵送にて提出

申請書類

交付申請を希望される場合、担当課から交付申請書の様式をお送りしますので、担当課にご連絡ください。

担当課（問い合わせ先）

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援課

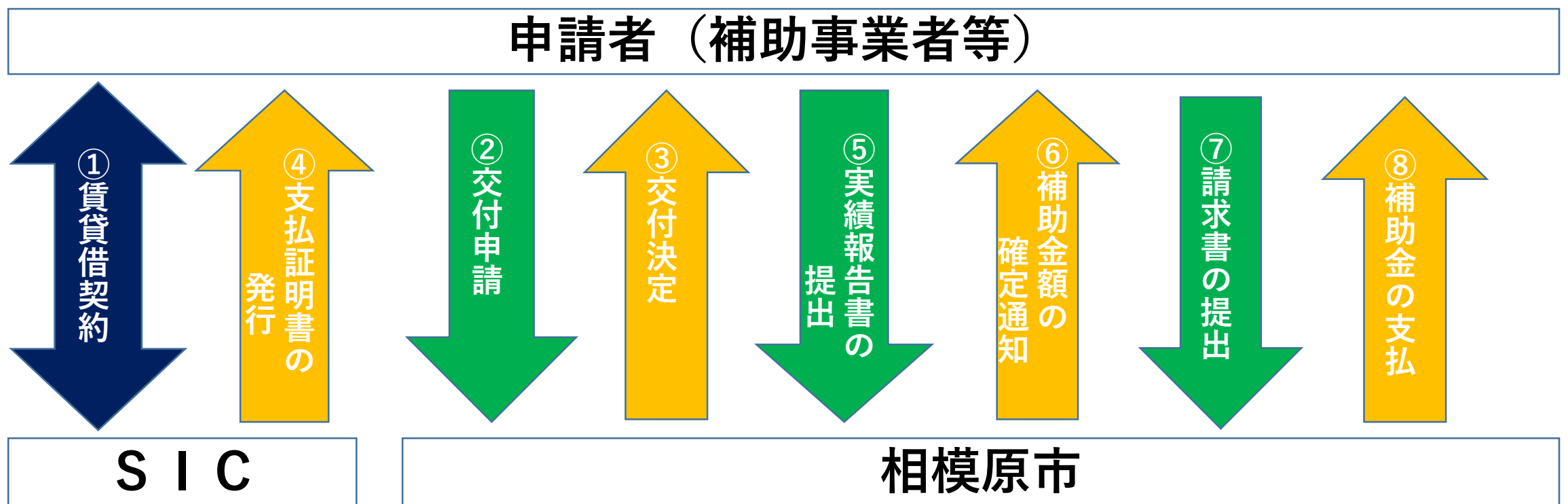
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15（市役所本館5階）

TEL：042-707-7154（直通）

E-mail：sangyou.s@city.sagamihara.kanagawa.jp

補助金交付申請から支払までの流れ

①～⑧の順で手続きを行います。



< 注意点 >

②について

…担当課から送る書式（交付申請書等）のほか、概ね次の書類が必要です。

①賃貸借契約書の写し、登記簿謄本(写し可)、③市税について未納の税額がない証明、

④会社案内等の事業概要がわかるもの、⑤貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)

④について

…賃料について支払いの実態があることを確認するため、賃料が支払われていることを証明する書類について、SICからの発行を受けてください。

⑤について

…実績報告書の提出時期などは事業者により異なります。担当課の指示に基づきご提出ください。

⑥について

…⑤で提出された実績報告書等を審査し、補助金額の確定を行います。このとき、ロボットビジネス拠点等におけるロボット産業に関連する取組実態が無いと判断される場合などは、交付決定の取消や補助金額の減額などを行うことがあります。

補助金額の計算方法

ケース①：9月1日に入居する場合

⇒9～3月分を交付申請します（申請は契約日から9月中）。

賃料が217,500円/月の場合、

$217,500\text{円/月} \times 1/4 \times 9\sim 3\text{月分} (7\text{か月}) = 380,625\text{円}$

⇒千円未満は切り捨てのため、380,000円が交付申請額となります。

ケース②：12月2日に入居する場合

⇒1～3月分を交付申請します（申請は契約日から12月中）。

賃料が149,600円/月の場合、

$149,600\text{円/月} \times 1/4 \times 1\sim 3\text{月分} (3\text{か月}) = 112,200\text{円}$

⇒千円未満は切り捨てのため、112,000円が交付申請額となります。